

水道事業における広域化等の導入事例

公営企業における広域化等の推進 1

(事例1) 北奥羽地区水道事業協議会による新たな広域連携の取組 2

(事例2) 岩手中部水道企業団による用水供給と末端給水の垂直統合 3

(事例3) 北九州市による行政区域外への給水を通じた連携 4

(事例4) 大牟田市と荒尾市との施設の共同設置・DBO方式の活用 5

(事例5) 定住自立圏を活用した秩父地域水道広域化の取組 6

連携中枢都市圏の取組の推進 7

定住自立圏構想の推進 8

事例出典：「公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会報告書 ～公営企業の広域化・民間活用の推進について～
(人口減少社会における公営企業の新たな展開等について)」(平成27年3月)
(URL : <http://www.jichi-sogo.jp/wp/wp-content/uploads/2015/04/koueikigyohoukokusho.pdf>)

公営企業における広域化等の推進

経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)(抄)

第3章「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画」—

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

- 地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、公営企業については、計画期間内に廃止・民営化や**広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を更に進め**、経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。また、第三セクターについても、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を踏まえた取組を推進するとともに、優良事例の全国展開を図る。

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付総務省通知)(抄)

第2. 公営企業の計画的経営の推進に関する事項

3 効率化・経営健全化の取組

(2) 広域化や民間の資金・ノウハウの活用等の推進に関する事項

① 広域化の推進

公営企業における経営基盤の強化、経営効率化の推進、地域住民に対するサービス水準の向上等を図る観点から、**地域の実情に応じ、事業の広域化や統合等の推進について取り組むこと。**

具体的には、企業団、一部事務組合等の設置、事務の委託などによる共同処理方式等の手法の導入について積極的に検討するほか、「**地方中枢拠点都市圏**」等(※現在は「**連携中枢都市圏**」)をはじめ、「**連携協約**」に基づく地方公共団体間の連携や、「**定住自立圏**」等の広域連携手法の活用など、近隣の事業主体との間で機能の重複・競合を避け、相互に適切な機能分担が図られる形での連携強化の推進について検討すること。

[参考]「新水道ビジョン」(平成25年3月厚生労働省健康局)(抄)

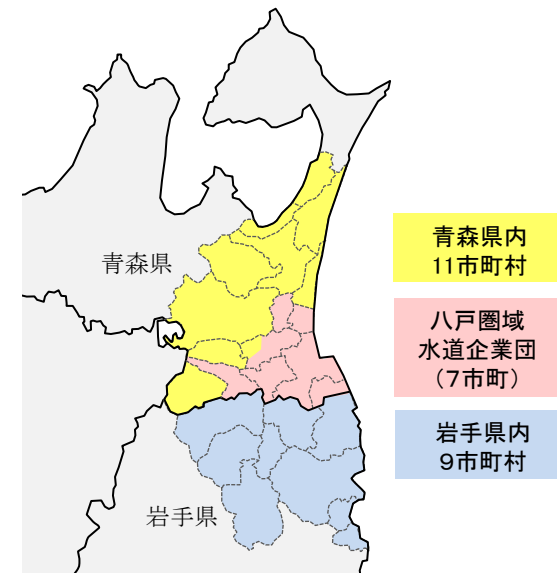
第7章 重点的な実現方策

7. 2. 2 発展的広域化

- ① 近隣水道事業者との広域化の検討を開始(近隣水道事業者との検討の場を持つことが第一段階で必要)
- ② 次の展開として広域化の取り組み推進(協力・連携について可能な分野・項目から検討することが重要)
- ③ 発展的な広域化による連携推進(人材・施設・経営の各分野において、既存の枠組みにとらわれない発展的な連携)

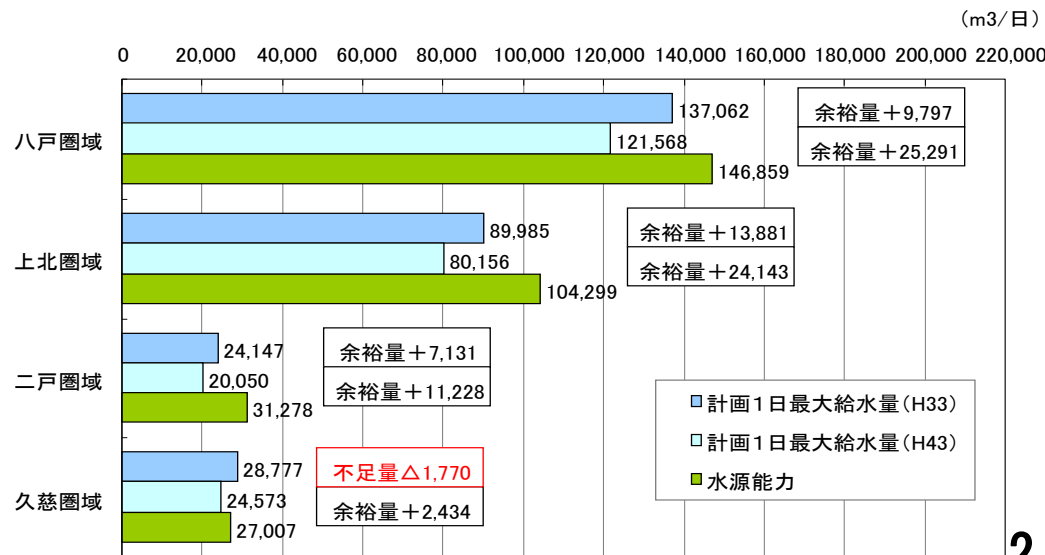
(事例1)北奥羽地区水道事業協議会による新たな広域連携の取組

- 北奥羽地区水道事業協議会は、八戸圏域水道事業団と青森県南の11市町村及び岩手県北の9市町村が、水道事業の総合的な発展と合理的かつ効率的な運営を図ることを目的として、平成20年1月に設立。
- 平成25年4月以降、地元の管工事組合や水質検査機関、検針・料金徴収関係企業の15団体も準会員となり、官民一体の体制を構築。
- 平成25年度まで、施設見学会や勉強会等を通じて会員間の連携を深めたうえ、平成26年度より、「出来るところから広域化」するため、以下の4つのテーマ毎に議論が行われ、県境をまたいだ新たな広域化への取組みとして注目されている。



- ① 施設の共同化: 浄水場、配水池の合理的配置、水源・施設の統廃合
- ② 水質データ管理の共同化: 水質データ管理を八戸圏域水道企業団に集約化
- ③ 施設管理の共同化: 保守点検業務を一括して外部委託
- ④ システムの共同化: 八戸圏域水道企業団の料金・会計・管路情報等のシステムを共用

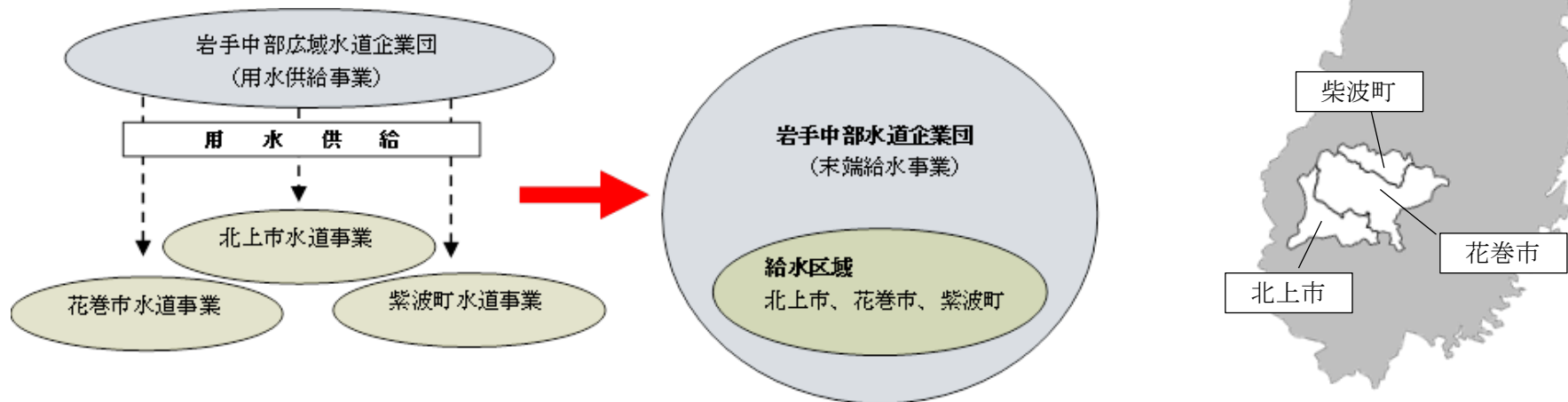
- 右図は、各地域の今後の水需要の状況を示したもの。今後は、どの地域も水源能力に余力が生じることから、各自治体ごとに施設を更新するのではなく、既存施設を共同化し得る可能性を示唆している。



(事例2) 岩手中部水道企業団による用水供給と末端給水の垂直統合

1 概要

- 人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化や技術の継承など共通の問題点を抱える中、各自治体の現場の職員で構成される「広域水道事業在り方委員会」における検討がきっかけで、最終的にボトムアップによる広域化を実現。
- 用水供給事業を行う岩手中部広域水道企業団及び末端給水を行う北上市、花巻市、紫波町の2市1町が垂直統合し、H26.4から岩手中部水道企業団として事業を開始。



2 当該手法の特徴・効果

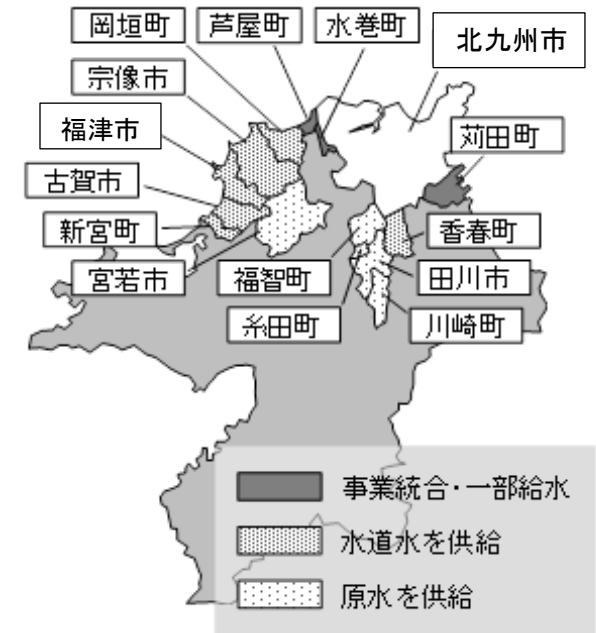
ヒト	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 技術の継承 ➤ 専門職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> • 100人ほどの職員体制となり、大規模かつ多量の事業の実施や非常時への対処が可能な体制を確保 • プロパー職員としての採用により水道のスペシャリストの育成が可能
モノ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水道施設の統廃合 ➤ 更新投資の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> • 余剰施設の有効活用により更新投資を抑制し、減価償却費及び維持管理コストを削減 • ループ送水管の整備により災害時のバックアップ体制を構築
カネ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 優先事業への集中投資 ➤ 資金の一括管理・運用 	<ul style="list-style-type: none"> • 経費削減の効果による財源を活用し、管路更新率や耐震化率を改善 • ファイナンスの効率化を図り、据置期間廃止による支払利息の減、ポートフォリオの見直しによる運用利息の増

(事例3)北九州市による行政区域外への給水を通じた連携

1 概要

北九州市では、水道水または原水の供給を軸に5市9町と以下のとおり連携。

事業統合	芦屋町 (H19. 10)、水巻町 (H24. 10) ⇒ 2(1)参照
一部給水	苅田町 (H20. 3)
用水供給	宗像地区事務組合[宗像市]・新宮町 (H23. 4)、 福津市・古賀市に給水開始予定 (H28. 4) ⇒ 2(2)参照
分水	岡垣町 (H2. 4)、香春町 (H17. 4)
原水供給	宮若市 (S49. 5)、田川地区水道企業団[田川市、川崎町、糸田町、福智町] (H13. 3)



2 連携による効果

(1) 事業統合 (水巻町)

導入目的	<ul style="list-style-type: none"> 水巻町は一日最大給水量 (9,000m³) の約9割を北九州市から購入 北九州市の1.8倍という高い水準の水道料金 町民から水道料金の値下げを求める意見が多く、北九州市に対し、上水道事業の統合を要望
効果	<ul style="list-style-type: none"> 水巻町の水道料金が45% (3,797円→2,100円) 低下 北九州市における収入の増加、経営基盤の強化 (給水原価の改善など)

(2) 用水供給 (宗像市、福津市、古賀市、新宮町)

導入目的	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理対策として、北九州市と福岡都市圏を結ぶ緊急連絡管の機能維持のためには、常時、維持用水を流しておくが必要であったことに加え、沿線の3市1町は水源等の問題で水源転換等を検討していたことから、緊急連絡管の維持用水を水源の転換等にあてることになったもの
効果	<ul style="list-style-type: none"> 宗像市や福津市では浄水施設の更新が不要、古賀市では新規水源を確保 新宮町では浄水施設の更新が不要かつ新規水源を確保 北九州市では新たな収入の確保かつ施設稼働率の向上

3 今後の展開 宗像地区事務組合より業務を包括的に受託予定 (H28. 4 事務の代替執行)

(事例4)大牟田市と荒尾市との施設の共同設置・DBO方式の活用

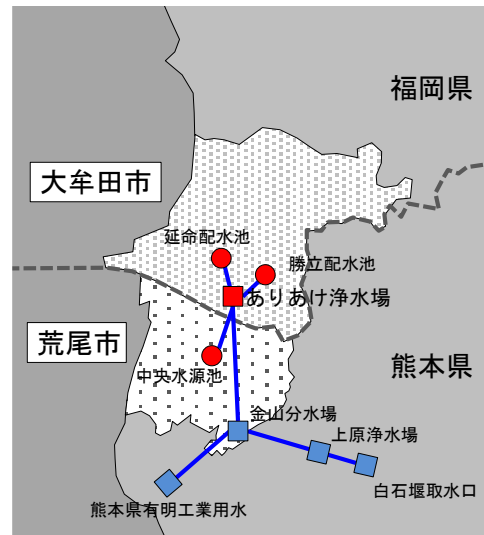
1 概要

(施設の共同設置)

大牟田市、荒尾市は共に炭鉱の町として発展し、市水に先駆け炭鉱専用水道が普及していた経緯があり、市水との水道一元化という共通の課題を抱えていた。また以前から生活圏が同じであったことに加え、水源環境等の地理的条件等も背景に、スケールメリットを最大限生み出すことを目的に、共同浄水場を建設することとなった。

(DBO方式の活用)

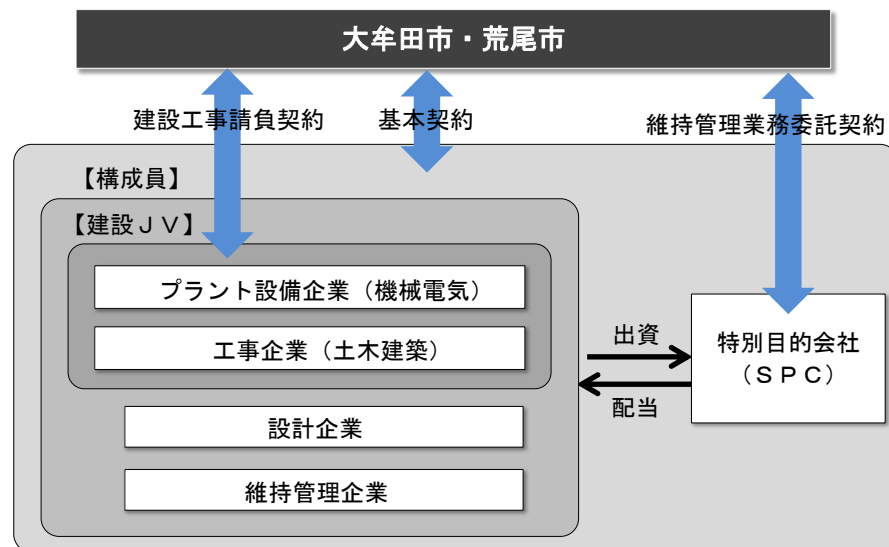
また、両市は将来の水道一元化を見据え浄水場を所有してきておらず、浄水場の建設及び維持管理を経験した技術者もいないことから、民間のノウハウを活用できるPPP（官民連携パートナーシップ）を進めることとなった。



2 当該手法の特徴・効果

落札者決定後の公的財政負担の削減率は20.48%となった。これは、競争が働いた結果、想定していた削減率よりも高い削減率となったものである。また、浄水場以外の施設（ポンプ場、配水池等）の維持管理も含め、同一事業者へ委託しており、設備にトラブルがあった場合の対応については、想定していた以上の効果が出ている。

手法	DBO方式による浄水場の共同設置
事業内容	大牟田市・荒尾市共同浄水場の設計・建設及び維持管理 共同浄水場外の水道施設の維持管理（大牟田市水道事業の井戸、配水池、ポンプ場、水質モニター等）
検討等期間	平成15年～平成19年3月
事業期間	設計・建設期間：平成21年6月～平成24年3月 維持管理期間：平成24年4月～平成39年3月



(事例5) 定住自立圏を活用した秩父地域水道広域化の取組

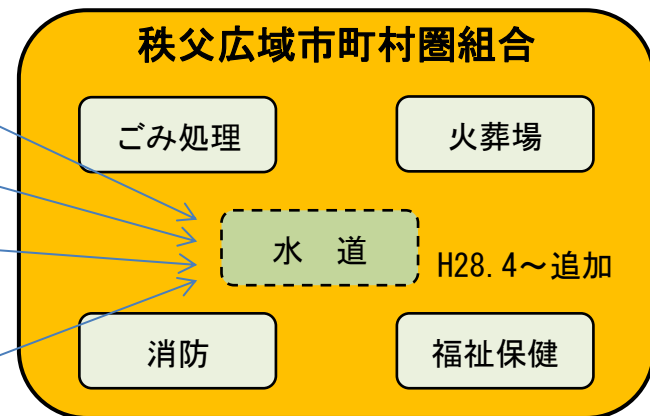
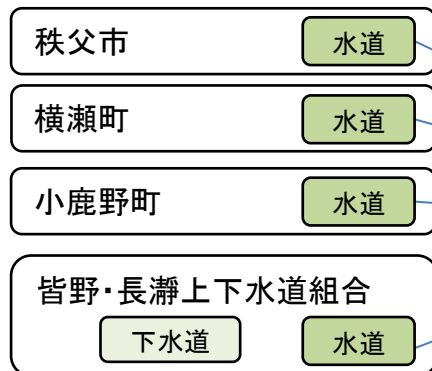
1 概要

- 「人口減少」、「施設・管路の老朽化」は秩父地域 1 市 4 町の共通課題
- 定住自立圏を活用し、秩父市を中心市とし、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の 1 市 4 町により、H28. 4から水道の広域化を実施予定
- 各市町で行っている水道事業を事業統合（水平統合）し、既に設置している秩父広域市町村圏組合の 1 事務として実施

[定住自立圏の取組]

- H21.3 秩父市中心市宣言
- H21.9 定住自立圏形成協定締結
- H22.3 ちちぶ定住自立圏共生ビジョン策定
- ⋮
- H27.3 秩父地域水道事業広域化基本構想・基本計画策定<アセットマネジメントによる検証>
- H28.4 事業統合（水平統合）（予定）

[イメージ]

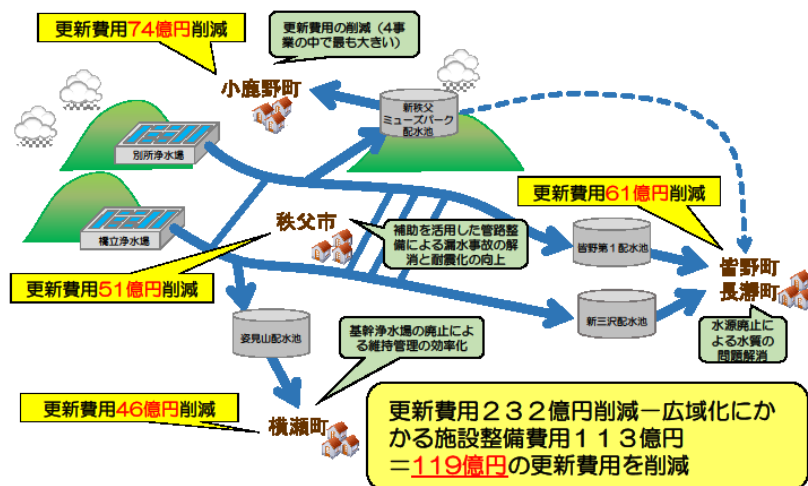


2 広域化の効果

- 供給単価の上昇幅が単独の場合より大幅に抑制

取水施設・浄水場数	取水施設 : 47 → 32 箇所 (▲15) 浄水場 : 41 → 26 箇所 (▲15)
施設の更新需要 (50年程度)	統合しない場合 : 1,036 億円…A
	統合する場合 : 804 億円…B
	差引 : 232 億円…C=A-B
	広域化に伴う施設整備費用 : 113 億円…D
	削減効果 119 億円…C-D
職員数	現行 : 50人 → H38 : 33人 (▲17)

～秩父市の基幹浄水場を中心とした統廃合～



連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入 (平成26年11月1日施行)
- 平成26年度は、連携中枢都市圏形成の準備に向けた支援を行い、先行的なモデルを構築するため、国費による事業(9事業)を実施
- 平成27年度も、国費により支援(12事業)
- 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開を図る

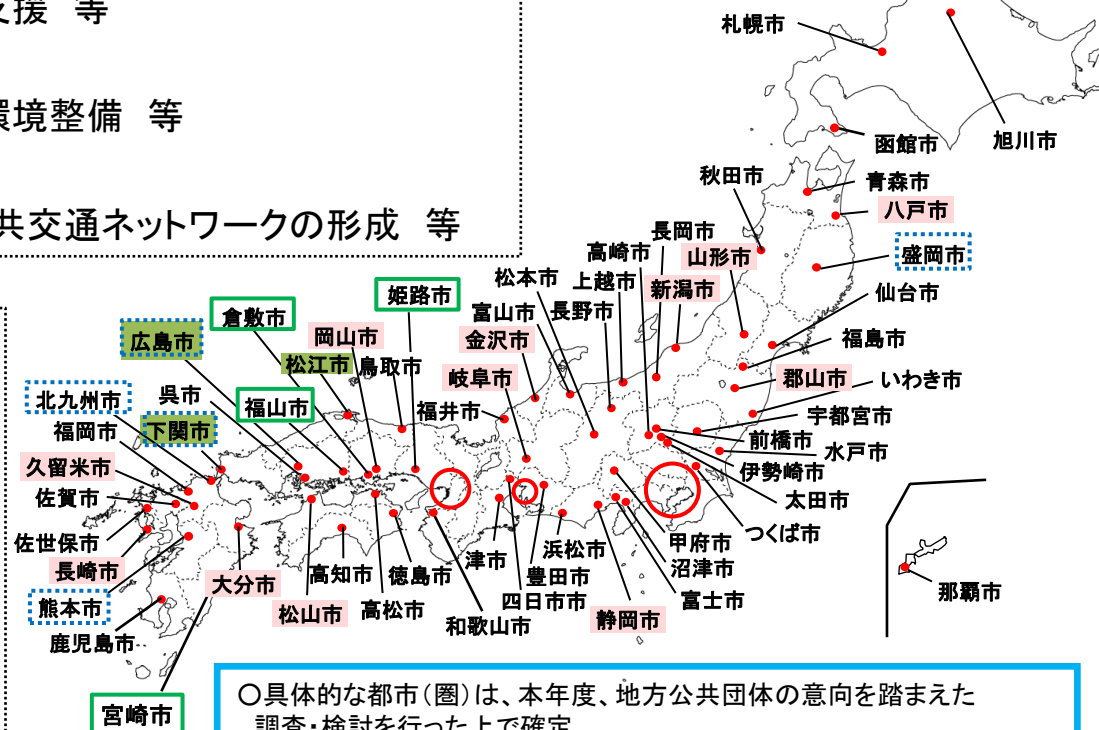
連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定

- は、都市圏を形成している団体(4団体)
- は、平成26年度モデル事業実施団体のうち、まだ都市圏を形成していない団体(5団体)
- は、平成27年度促進事業実施団体(12団体)



○具体的な都市(圏)は、本年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定
 なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)※は対象とする

- ※①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、
 - ②昼夜間人口比率おおむね1以上
- を満たす都市(●)を中心とする圏域
 ⇒現時点で、全国で61都市圏が該当

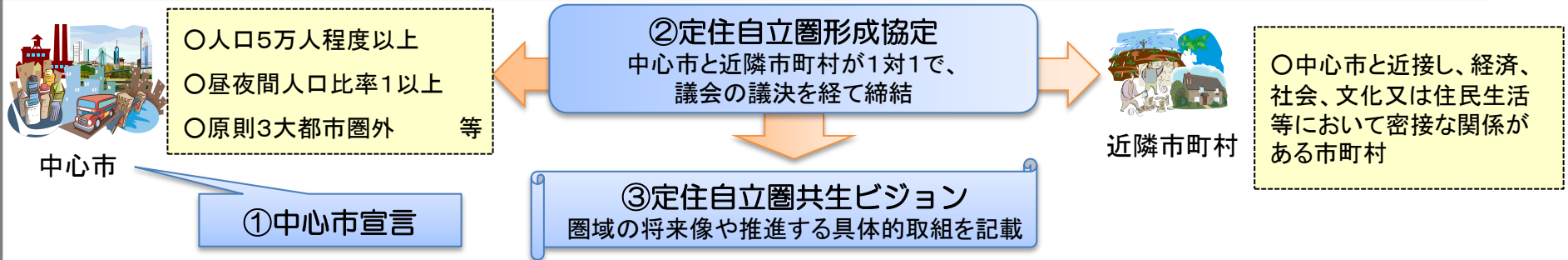
○ は、三大都市圏

「定住自立圏構想」の推進

基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

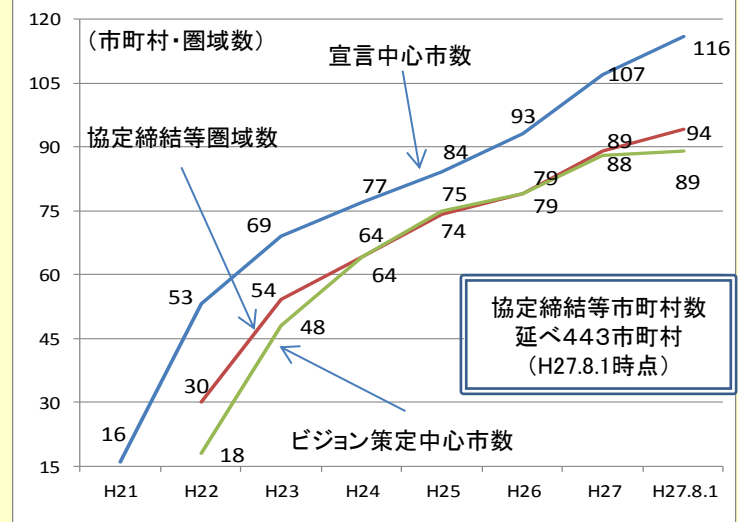
特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度から大幅に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度）
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円）
- ・外部人材の活用
- ・地域医療に対する財政措置 等

各省による支援策

- ・産業振興・教育分野など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況



※日付の記載が無い場合は4月1日時点の数